

(別添5)

地域型保育事業設置促進事業実施要領

1 目的

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保等に必要な措置を講ずることで、待機児童の抑制を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とする。

3 事業内容

(1) 対象事業

保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知）又は、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働所発子1017第5号厚生労働事務次官通知）に基づき国庫補助事業を活用し、新たに地域型保育事業（居宅訪問型事業を除く）を整備する事業。

ただし、市町村が設置するものを除く。

(2) 対象経費

保育所等整備交付金交付要綱「別表1-5の4」又は保育対策総合支援事業費補助金交付要綱別表中、保育所等改修費等支援事業に定める対象経費

4 留意事項

(1) 土地の購入費又は造成に要する費用は対象としない。